

第九部

第一回参議院農林委員會會議錄第三十号

(四六五)

付託事件

- 農地調教法の改正に關する陳情(第一號)
- 物價是正及び肥料、作業衣、ゴム底足袋配給に關する陳情(第十號)
- 農業保險法の改正に關する陳情(第十三號)
- 農業復興運動に關する陳情(第十四號)
- 水利組合費賦課に關する陳情(第二十二號)
- 食料品配給公團法案(内閣送付)
- 油糧配給公團法案(内閣送付)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第四十六號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第五十一號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第五十九號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第六十一號)
- 新炭生産のあい路打開に關する陳情(第六十二號)
- 茶葉振興に關する陳情(第六十三號)
- 農業用電力料金の引下げ及び換地處分經費の全額國庫助成等に關する陳情(第六十七號)
- 東北及び新潟地方の特殊事情に立脚せる食糧供出對策改善に關する陳情(第六十八號)
- 農林省所管の治山治水事業の一部移管反對に關する陳情(第七十號)
- 農地委員會の經費を全額國庫負擔とするに關する陳情(第七十三號)
- 林道飯田、赤石線開設に關する請願
- 主食需給計畫の根本的改革に關する陳情(第七十四號)
- 養蠶協同組合法の制定に關する陳情(第七十六號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第七十七號)
- 農業會の農業技術者給與國庫負擔とすることに關する陳情(第八十號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第八十四號)
- 愛知縣豊川沿岸農業水利事業經費を國庫負擔とすることに關する陳情(第八十九號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第九十一號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第九十七號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第九十二號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第九十五號)
- 蠶繭の増産に關する陳情(第九十五號)
- 養蠶協同組合法の制定に關する陳情(第九十六號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第九十九號)
- 飼料配給公團法案(内閣送付)
- 畜産管林の管轄區域變更に關する請願(第五十四號)
- 養用人参試験施設に關する請願(第六十六號)
- 米價改訂に關する陳情(第二百二十八號)
- 民有林野制度の確立に關する陳情(第二百三十號)
- 養蠶協同組合法の制定に關する陳情(第二百三十一號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百三十三號)
- 開拓者資金融通に關する陳情(第二百三十八號)
- 米穀供出に對する報奨制度の廢止並びに肥料の配給に關する陳情(第二百四十九號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百五十號)
- 運配主食の價格に關する陳情(第二百五十二號)
- 岩手縣下の三農業用水改良事業を國營とすることに關する請願(第八十八號)
- 福島縣安達郡大山村内の閉墾事業を中止することに關する請願(第九十五號)
- 北海道てん菜の保護政策確立に關する請願(第九十二號)
- 新炭の價格に關する陳情(第六十二號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第六十三號)
- 食料品配給公團法に關する陳情(第七十六號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第八十七號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第八十八號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第九十二號)
- 市營競馬の施行に關する陳情(第二百一號)
- 北海道開拓事業に關する陳情(第二百七號)
- 岩手山ろく國營開墾事業に關する陳情(第二百九號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百十三號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百二十號)
- 未墾地の開拓事業に關する陳情(第二百二十二號)
- 群馬縣古馬牧村外三ヶ村のかん漕水路に關する請願(第二百二十一號)
- 赤山演習地の返還並びに開拓計畫變更に關する請願(第二百二十五號)
- 食糧配給確保に關する陳情(第二百二十六號)
- 林業振興對策に關する陳情(第二百二十七號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百二十八號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百三十一號)
- 水利組合法の改正及び水利事業費國庫補助に關する陳情(第二百三十二號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百三十五號)
- 米穀需給計畫の根本方針に關する陳情(第二百三十六號)
- 農業保險法制定に關する陳情(第二百四十四號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百四十五號)
- 岩手山ろく國營開墾事業に關する陳情(第二百四十八號)
- 未利用地排作利用臨時措置法案(内閣送付)
- 青果物の統制撤廢に關する請願(第二百七十六號)
- 開拓對策に關する請願(第二百七十七號)
- 舊軍馬補充部十勝支部用地内山林拂下げに關する請願(第二百八十三號)
- 十勝種馬育成所用地解放に關する請願(第二百八十五號)
- 昭和二十二年産米價格並びに供出に關する陳情(第二百六十二號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百六十七號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百六十八號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百七十一號)
- 自作農創設特別措置法及び同法附屬法規の一部を改正することに關する陳情(第二百八十號)
- 勤勞大衆の食糧危機突破對策に關する陳情(第二百八十二號)
- 日本競馬會に關する陳情(第二百八十三號)
- 農村指導農場開設に關する陳情(第二百九十四號)
- 昭和二十二年産米價格並びに供出に關する陳情(第二百九十五號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百九十九號)

- 農業者の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第三百號)
- 臨時農業生産調整法案(内閣送付)
- 小阪部川貯水池改良事業を國營とするに關する請願(第二百七號)
- 旭川合同用水工事促進等に關する請願(第二百九號)
- 農地改革促進に關する請願(第二百十三號)
- 東京都内の食糧配給に關する陳情(第三百七號)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第三百十三號)
- 種卵及びひなの價格増進並びに養鶏用飼料増配に關する陳情(第三百十八號)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第三百十九號)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第三百二十五號)
- 開拓融資金増額に關する陳情(第三百三十號)
- 農地法による山林開墾行過正に關する陳情(第三百三十二號)
- 農作物の養育週期栽培の普及實施に關する陳情(第三百三十五號)
- 千葉縣長生野茂原乾草所の設備を縣農業者會に遷元することに關する陳情(第三百三十七號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第三百四十二號)
- 三方原揚水事業に關する陳情(第三百四十五號)
- 富士山ろく開發農業用水事業促進に關する陳情(第三百四十九號)
- こうじ類の一般製造に關する請願(第三百四十六號)
- 茨城縣下北浦干拓事業促進に關する請願(第三百四十八號)

- 茨城縣下のかん害対策助成に關する請願(第二百七十六號)
- 大池用水幹線改良に關する請願(第二百九十號)
- 主食配給に關する陳情(第三百六十號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第三百七十八號)
- 農地調整法並びに自作農創設特別措置法の改正に關する陳情(第三百八十號)
- 奈良縣下のかん害対策に關する陳情(第三百八十七號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第三百九十號)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第三百九十二號)
- 農業共済保險法案中の農家負擔等に關する陳情(第三百九十三號)
- 食糧緊急対策に關する陳情(第三百九十九號)
- 養蠶協同組合獨立強化に關する陳情(第四百號)
- 農業協同組合法案の一部を削除することに關する請願(第二百九十七號)
- 觀光都市に對する自作農創設特別措置法の實施延期に關する請願(第三百十六號)
- 熱海觀光地帯を農地法の適用より除外することに關する請願(第三百二十四號)
- 森林治水並びに災害防止林造成事業擴充強化に關する請願(第三百三十三號)
- 民有林農業編成國庫補助増額に關する請願(第三百三十五號)
- 鹿兒島縣に國立茶業試驗場九州支場を設置することに關する請願(第三百三十六號)

- 樟腦製造事業を森林組合に許可することに關する請願(第三百三十七號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第四百十七號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第四百二十四號)
- 邑知瀧干拓計畫反對に關する陳情(第四百二十六號)
- 福岡縣三池郡高田村地先その他の干拓事業を國營することに關する陳情(第四百三十六號)
- 農業災害補償法案(内閣送付)
- 農村指導農場開設に關する陳情(第四百三十八號)
- 主食の均てん配給に關する陳情(第四百四十號)
- 新設田市町町裏練兵場掘下げに關する陳情(第四百四十一號)
- 食料品關係の公團制反對に關する陳情(第四百四十九號)
- 農地開發營團の解散に伴う開發事業の都道府縣移管その他に關する陳情(第四百五十號)
- 民有未墾地買収計畫の樹立その他に關する陳情(第四百五十二號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第四百五十四號)
- 邑知瀧干拓計畫反對に關する陳情(第四百五十五號)
- 東京都の新炭増配に關する陳情(第四百六十號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第四百六十八號)
- 元御料林拂下げに關する陳情(第四百七十號)
- 植林用苗木無償配付に關する請願(第四百一號)
- 適地開拓に關する請願(第四百二號)
- 北海道農業試驗場復興助成に關する請願(第四百七號)
- 陸奥干拓事業實現促進に關する請願(第四百二十號)
- ビール麥栽培獎勵に關する請願(第四百二十五號)
- 農業協同組合法案の制定その他に關する陳情(第四百八十二號)
- 薪炭生産者價格等に關する陳情(第四百八十三號)
- 鹿兒島縣揖保郡内のかん害救済に關する陳情(第四百八十六號)
- 農業保險制度の擴充強化に關する陳情(第四百九十一號)
- 農地委員會費國庫補助増額に關する陳情(第四百九十九號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第五百一號)
- 水害林業對策に關する陳情(第五百十一號)
- 米並びに甘藷の價格改訂に關する陳情(第五百二十三號)
- 農業協同組合法案その他に關する陳情(第五百二十四號)
- 農地法の改正に關する陳情(第五百二十五號)
- 適正米價決定に關する陳情(第五百二十六號)
- 陸奥沿岸干拓事業實現促進に關する陳情(第五百二十八號)
- 千葉縣下のかん害復舊助成に關する陳情(第五百二十九號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第五百三十四號)
- 食料配給公團制反對に關する陳情(第五百三十八號)
- 食料配給公團制反對に關する陳情(第五百四十一號)
- 農業保險法の改正に關する陳情(第五百四十四號)

- 自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 國有林野法の一部を改正する法律案(内閣送付)

昭和二十二年十一月十日(月曜日)午前十一時三十九分開會

本日會議に付した事件

○農業災害補償法案

○委員長(楠見義男君) それではこれから會議を開きます。延び／＼になつておりましたが、本日は農業災害補償法について一應提案理由を、先般伺いましたけれども、その内容について更に農政局長から御説明を承ることにいたしましたと思ひます。本日は時間もございませんで内容の説明、同時に御配りを頂いております政令事項についても、やや難解の點がございませうので、それらの點について一應御説明を伺ひまして、質疑はこの次からいたしたいと思ひます。本日は説明だけを伺ひたいと思ひます。

○政府委員(山添利作君) 農業災害補償法につきまして御説明をいたしますが、お手許に農業保險及び家畜保險制度新舊對照表というのが配付してございます。それでは書類をお持ちにならん方もございませうでありますから、大體これに副つて同時に又お持ちにならない方も差支ない程度にお話をいたしたいと思ひます。

第一に變りましたのは、法律の名前が變つております。今までは農業保險法並びに家畜保險法、この二つの法制でございました。家畜保險の方は可なり古くから實施いたしておりました。農業保險の方は昭和十二年でございませう。

は、二石以上の田におきましては千二

か、その當時から實施いたしておるの  
 でありませう。これを一本の法に纏め  
 まして、今同農業災害補償法という名  
 前に纏めたのであります。次に、この  
 一本に纏めました理由につきましては、従  
 来、組織が變つたのでありまして、従  
 来の點を申しますと、農業保険につき  
 ましては一番末端の共済事業を市町村  
 農業會が行う。それから郡に農業保險  
 組合を作る。それから府縣にその連合  
 會を作る。それに對して國が超過再保  
 險を行う。ごういう制度でありまし  
 て、その間四段階と申しますか、市  
 町村農業會、郡の農業保險組合、府縣  
 の連合會、それから政府、かようにな  
 つておつたのであります。それから家  
 畜につきましては、郡の單位に家畜保  
 險組合がありまして、これに對して政  
 府が割合保險をいたしておつたのであ  
 りませう。今回はこの農作物に關する保  
 險と、家畜に關する保險を一つの團體  
 で行ふということにいたしました。そ  
 こで新しい制度におきましては、市  
 町村の區域に農業共済團體を作る。こ  
 の農業共済團體におきまして、農作物  
 に關する保險並びに家畜に關する保險  
 の、これは共済と申しておりますが、  
 引受をする。それから府縣の段階にお  
 きまして、その連合會を作る。その上  
 に政府が保險をする、ごういうことにな  
 っております。そこで今までと違いま  
 した點は、家畜の保險と農作物に關す  
 る保險が一本になつたということ、  
 それから末梢の組合が今日ではごうい  
 うふうに市町村農業會等が水稻等につ  
 いて行なつておりましたのを、今度獨  
 立の組合を作るといふこと、それから  
 郡の組合というものがなくなつた。  
 家畜について言えば、これは府縣の組

合の連合會が取扱うことになつた。こ  
 ういふ點であります。かように申しま  
 しても、尙危險を實際に負擔するかと  
 うかという點につきまして、従来と違  
 つた點がございませう。農作物の保險に  
 ついては市町村農業會が共済事業を行  
 うと申しましても、自分自身で危險の  
 手持はしないのであります。今回は一  
 割だけ自分のリスクでやると言います  
 か、手持が一割ある、ごういふことに  
 なります。それから家畜については取  
 扱はいたしませんけれども、共済金の全  
 額を都道府縣の連合會に保險するわけ  
 でありますから、手持はございませ  
 ん。即ち言わばただ取次のような内容  
 になるわけでありませう。組合構成とい  
 へば、ごういふ點が變つてお  
 りませう。

その次に共済の目的であります。農  
 作物の保險につきましては従来行なつ  
 ておりましたのは、水稻、麥、桑の葉  
 でございまして、そこで變りましたの  
 は新しい制度におきましては、桑の  
 葉に代るのに、一歩進めて繭の連作  
 を共済する。もとより桑葉の減少とい  
 うことも従来は保險制度でありませ  
 う。桑葉の減少も含んでおりますが、更  
 に延長をして繭の連作を保險に取込まれ  
 る、ごういふわけでありませう。尙政令  
 によりまして今度陸田並びに芋類等  
 に、即ち主要食糧として供出の對象に  
 なつておりますものに、共済の範圍を  
 可及的に早い機會に擴げて行くといふ  
 考を持つております。それから家畜の  
 方につきましては今までは牛と馬の保  
 險でございまして、今度は牛と馬の  
 他に山羊、種羊、種豚、ごういふもの  
 が保險の對象に入つて来たわけであり  
 ませう。これは共済の目的でございま

るが、その次の共済の事故についてで  
 あります。この共済の事故につきまし  
 ては、新しい制度におきましては、  
 農産物について氣象上の原因によるも  
 の一切を含めることになつたのであ  
 りませう。今まででございませうと、この  
 著しい例は東北地方における冷害は共  
 済の目的に入つておりませう。した  
 が、これを入れたこと、これが一番大  
 きな改正であります。その他に鹽水の  
 入つて来ます書であるとかいふような  
 ものも入れまして、凡そ自然的な氣象  
 上の原因に基づく理由による損害で  
 ございませうれば、これを共済の對象に  
 するといふことになつたのでありませ  
 う。尙ただ火山の爆發でありませうと  
 か、或いは地震によるもの損害、  
 ごういふようなものも共済の對象にな  
 る。昨年の暮でありましたか、南海の  
 震災が起つた時に、麥を播いておつた  
 けれども、鹽水が入つてこれが駄目に  
 なつた。これは地震によるもののだとい  
 うので共済金が支出できなかつたので  
 すが、今回はごういふものも一切含め  
 るといふことになりました。結局損害が  
 起ること、残つておりますのは蟲害  
 であります。病害は共済の對象にな  
 る。蟲害はともかく豫防ができるわけ  
 でありませう、人為を以て豫防し得る  
 わけでありますから、その方面で豫防  
 施設を完備して貰う、努力して貰う。  
 その他の自然的な災害は皆共済を受け  
 るごういふことでありませう。それから  
 家畜につきましては、従来行なつてお  
 りましたのは死亡保險だけでありま  
 せう。これを擴張いたしまして、死亡以  
 外に疾病又は傷害、人間で言へば醫療  
 保險であります。これを行いますと同  
 時に、出産の保險もいたす、この出産

といふことは、流産或いは生れた子  
 供で、これが一人前の家畜保險につけ  
 るに至る年齢に達しない間の、小さい  
 間の保險、これを含んでおるわけであ  
 りませう。尤もこの出産に關する保險は  
 牛と馬に限るのであります。費用保  
 險、従来切迫賠殺と申しておりました  
 は足一本折つて役に立たんから殺して  
 しまふ、これは従来切迫賠殺と申して  
 おりましたが、今回はこれを費用保險  
 という名前で呼んでおります。これも  
 ごういふ用途が従来の用途に使い切れ  
 なくなつたといふことにつきましての  
 共済は、牛馬等について概ね行なうと  
 いう考え方をいたしておるわけであり  
 ませう。それから責任期間といふよう  
 なことについては特に御説明申上げる  
 とはございませう。ただ違ひましたの  
 は牛や馬は、今までは十三歳を超え  
 たものは保險の對象にはしない、馬は  
 十七歳まででなければ保險の對象に  
 しないといふことでもございましたが、新  
 しい制度におきましては、それを超  
 えまして、前以てずつと二ヶ年以上  
 の長い間引續いて保險の對象になつて  
 おつたという場合におきましては、年  
 齡に制限なく、毎年掛金を拂えば共済  
 保險關係が續いて行く、ごういふこと  
 になつたのでありませう。途中で牛  
 や馬についてぽんと切れるといふよ  
 うなことはなによりにいたしました。  
 その次に保險の金額であります。これ  
 は先程の保險事故の擴張と並んで今回  
 の大きな點でございませうが、従来水  
 稻の保險について申しますれば、自作  
 地につきまして段當四十五圓、これは  
 昭和十八年當時決められたままになつ  
 ております。これを今年におきまして

は、二石以上の田におきましては千二  
 百圓、それから一石五斗以上の田にお  
 きましては段當九百圓、一石五斗未満  
 は六百圓といふことに改訂をいたすこ  
 とにいたしましたのであります。何故  
 今まで水稻について段當四十五圓とい  
 うようなノミナル金額に止めておつ  
 たかといふことにつきましては、全體  
 として農家以外の政府負擔になりま  
 す共済掛金が凡そ半分ございませう  
 で、その財源關係から今日まで極めて  
 低い保險として目的を達することので  
 きない低額に据え置かれたのでありま  
 す。今回は今年のものにつきましては  
 只今申上げた通りの額になつており、  
 制度をいたしましては毎年主務大臣が  
 段當の收穫價格の半ばの五割を標準と  
 して定めるといふことになつたのであ  
 りませう。従つて今後米價が變  
 動いたします度に、概ね段當收穫高の  
 五割を標準として定める、ごういふこ  
 とにいたしましたのであります。これは毎  
 年物價状況に應じてやつて行くといふ  
 ことについての保險金額を、一種ス  
 ライディング・システムの考案方を以  
 て處理して行くことになつたのであり  
 ませう。そののできます所以の  
 ものは、畢竟消費者の方に政府の持ち  
 ます保險料を負担して貰う、轉嫁をし  
 て行く、ごういふ關係からごういふこ  
 とが起つて来たわけでありませう。  
 それから保險金支拂の程度につい  
 て、これは水稻につきましては、御承知  
 のように農作物につきましては三割以  
 上の被害があつた場合に共済金を支拂  
 うことになつております。但し繭につ  
 きましては、四割以上の減收を見た場  
 合といふことになつております。この  
 支拂方法を單純化して、三〇%以上の

損害がありました場合に幾らの割合の時に幾らと、こういうふうに決めてございまして、これを単純化したというところでございまして、これは実行上の便宜であります。特に申上げる程のことはいりません。

その次に保険料算定の基礎でございまして、これは申すまでもなく過去の実績によりまして定めるわけでありまして、従来水稲につきましては、昭和七年から昭和十五年、その他の農作物も同様であります。これを危険率算定の基礎としておりましたのは、今回水稲につきましては、昭和元年から昭和二十年、麦類は昭和元年から昭和十九年、こういうふうに最近の事實を取入れて計算をいたしました。その結果といたしまして、保険料は相當程度上つております。と申すのは、その主なる理由の一つは、最近の五ヶ年間に相當損害が多かつた。その事情が自然保険料算定の基礎に繰込まれたというところが一つ。もう一つは保険料共済事故を擴張いたしました。冷害或いは霜害というふうに擴張いたしました。その部分で高まつておるのであります。そういう點から事實に即することではありますけれども、料率そのものとしては高くなつております。そこで新らしい共済料といたしましては、お手許にすでに配付してございまして、資料に記載してあります通りに、一番低いところ十二圓二十何錢というところになつており、平均して確か二十四圓ぐらゐであつたと思ひます。それから最高が四十四圓、水稲一段歩についての共済金が九百圓として、大體そういう共済の率に相成つておるわけであり

それで共済料金を農家と政府とが分擔するのがこの農業保険の主眼でございまして、結果から見ますと、全體の農作物につきましては、政府と農家の負擔は大凡半々になつております。農家の方が幾らか多いという程度になつておりました。この點は從來と變りませんけれども、今回はその内容におきまして元とひどく違つたというわけがあります。元と違つても、理論的に分析をして分擔割合を決めたというのであります。即ち全國に共通するところの最低の部分先申しました十二圓何角し、米についての話でありまして、これは農家の負擔と見まして農家の負擔とする。それを超えてその府縣で通常標準被害率と申しておりますが、そこまでに至るところの標準以上災害と申しておられますが、この以上災害に至る部分につきましては、今の最低部分を超す部分につきは農家と政府と折半して負擔をする。そしてそれを超すところの超以上災害、具體的に申しますれば東北地方の冷害、又關西地方におきましても非常に大きな旱害等が起きました場合に、非常に高いものになります。で、それに對する掛金の部分は全額政府が負擔するということにいたしましたのであります。從來の考え方といたしまして、或る一定の金額を決めまして、何十錢以上は二分の一、何十錢以上は三分の二を政府が負擔する、こ

ういふことであつたが、これと結果においてひどく違ひはございませぬが、今のうちに理論付けをした形において負擔割合を決めたということでありまして、この點が從來と變つております。家畜につきましては別に政府は從來負擔をいたしておりませんが、今回も負擔をしておらないのであります。それから事務費の負擔でございまして、從來も農業保険におきましては府縣の組合及び郡の組合につきましては、基準の事務費を國が負擔いたしておりました。今回は府縣の組合並びに末端の市町村における共済團體の基準事務費は、政府が負擔するということになつております。而して市町村の團體に設置します職員費用は、三分の二を國家が負擔するということに豫算上内定をしておるのであります。向來畜産保険につきましては從來は事務費の負擔はなかつたのでございまして、今回の結果によつて、その事務費につきましても國が一部負擔しております。關係に相成るわけでありまして、大體以上のような點でございまして、一昨今年どうなつておるかという点につきまして、見込でございしますが、申上げて見たいと思ひます。御承知のように水稲に関する保険につきましては、本年の稲作にもこれを適及適用するといふことにはいたしておらず。この點につきましては八月月上旬にそつり公の通牒も出してございまして、今年度の措置として出すことになつております。それが法律の附則に、正誤表として今日あたりお手許に配付されたものがあると思ひますが、そういうことになつておるわけでありまして、この消費者負擔と申しますと、いかにも消費者だけが負擔するごときに見えますが、從來の方式におきましては大體三分の二を食糧管理特別會計から繰入れ、三分の一を一般會計から繰入れる、こういうことにな

つておつたのであります。ところが外國米を輸入する當時はそれでよかつたのであります。ところが、そういうことでもできなかつた今後は、全額を食糧管理特別會計から入れて賣りつけられども、これが消費者の方の價格に繰り込まれるというところになるわけでありまして、言ひ換えて見れば、これは政府が米を買います價格と、これを消費者に賣ります價格の間において、相當高い地方における危険に對する負擔、即ち本來から言へば、その地方の米價は高くなるべき管であるというふうなものを、全體としてブールをしておるのだ、こういう觀念に相成るわけでありまして、消費者負擔といふことは、一極から見れば、米の生産費についての共済掛金を高く買代りに、一方に消費者負擔をしておる。こういう觀念を取つてもいいのではないかと考へておるのであります。尚御質問によりまして御説明を申上げたいと思ひます。

から支拂いするものは十二億圓見當であります。その差額が約七億圓ばかり生ずるのであります。これはどうするから、周よりこれは組合の手持の保険料から支拂つて賣りものもございまして同時に、全體といたしまして七千萬圓くらいのそこに不足を生ずることと相成るのであります。これは縣の組合並びに郡の組合、これは農林中央金庫から融通をして賣りという考をいたしておりました。大體そういう状況に相成つておるのであります。今年水稲に関する適及します關係の分として、保險の特別會計に米穀特別會計から繰入れます分が五億九千萬圓、その他來年の麥等を考へますと、只今追加豫算に出しておりますのが約六億圓でございまして、尚申上げて置きたいと思ひます。この法律によりまして原則として六億圓食糧管理特別會計から保險の特別會計へ繰入れる。その繰入れた金額はこれを食糧の價格に繰り込むということになつておるのであります。本年の措置といたしましては、これを價格差補給金の方から支出をする。従つて本來なら米について一石當り十九圓ぐらゐ掛かる筈であります。今年には掛かつておられません。これは別の財源から本年の措置として出すことになつております。それが法律の附則に、正誤表として今日あたりお手許に配付されたものがあると思ひますが、そういうことになつておるわけでありまして、この消費者負擔と申しますと、いかにも消費者だけが負擔するごときに見えますが、從來の方式におきましては大體三分の二を食糧管理特別會計から繰入れ、三分の一を一般會計から繰入れる、こういうことにな

つておつたのであります。ところが外國米を輸入する當時はそれでよかつたのであります。ところが、そういうことでもできなかつた今後は、全額を食糧管理特別會計から入れて賣りつけられども、これが消費者の方の價格に繰り込まれるというところになるわけでありまして、言ひ換えて見れば、これは政府が米を買います價格と、これを消費者に賣ります價格の間において、相當高い地方における危険に對する負擔、即ち本來から言へば、その地方の米價は高くなるべき管であるというふうなものを、全體としてブールをしておるのだ、こういう觀念に相成るわけでありまして、消費者負擔といふことは、一極から見れば、米の生産費についての共済掛金を高く買代りに、一方に消費者負擔をしておる。こういう觀念を取つてもいいのではないかと考へておるのであります。尚御質問によりまして御説明を申上げたいと思ひます。

○委員長(梅見義男君) 先程申上げましたように、本日はできるだけ説明を伺う程度に止めたいと思つておりましたが、尙今の點で簡單な御質問がありましたら、この際して頂きたいと思ひます。  
○羽生三十君 今の消費者負擔のことについてちよつと伺いたいと思つておりますが、この前私ちよつと何か打合せ何かの時に伺つたと思つておりますが、この數億圓の金を消費者負擔にするというところは、つまり現下の財政上財源がないからか、或いはそれともこういう食糧不足下においては、食糧について生産者も消費者も共にそ

ります。この點が從來と變つておりま

に相成ると思ひます。その内閣の方

會に於ける

の責任を分つという考えから出ているのか、そのいずれであるか伺いたいと思ひます。

○政府委員(山添利作君) これは考え方といたしましては、この財源問題につきましては昨年の暮からやつておるのでありまして、どうしても一般會計からは出ないというのが、事の實際、今日まで延びて来た實情であります。而してこれを消費者負擔と決めましたのは、多分六月頃の閣議であつたと思ひます。それはお話のように、考へ方によるのでありまして、何と申しましても米價は消費者に非常に影響がございまして、從來は生産費で買ふといひますか、生産者から買ふ値段について、更に一般會計から補助金を出して米價を特別に安くしておつた、こういうような事情もあつた。それを今回は一遍に取り拂つてしまおうというのであります。それでは消費者がそれだけ高いものを負擔するのか、事實そういうことではあります。これを生産費の側から見ると、全國一本の値段で買ふ。ところがこういう危険に遭つて買ふものを考へて見れば、東北地方はいろいろその意味においては、抽象的ではあるけれども、生産費は高くなるべき管なんです。それを全國一律なものとして買つて、そうしてこの共済掛金に關する部分をプールして、それを今度消費者に賣つておる。こういう見方をすれば當然これは生産費の中に含まれておる。そういう意味においては一種のプールによつて合理化した。こういう説明もつくわけでありませぬ。併し何と云つても金がないからこういうことになつたということには違ひございませぬ。

○島村軍次君 保險を災害補償法という名前に變えた經過なり理由を一つ一つと簡單に……。

○委員(補見義男君) ちよつと速記を止めて下さい。

(速記中止)

○委員(補見義男君) 速記を始めたいと思ひます。

○北村一男君 この保險は大體趣旨は結構と思ひますが、ただ國民健康保險が非常に趣旨において結構であつても、なか／＼地方の實情を見ますと、うまく行つておらぬのであります。この補償法で補償される一番大きな事故はやはり風水害と思ひますが、風水害の内水害などは、先祖以來水害を受けないところは依然として受け付けない、受けるところは殆んど毎年のように受けるというふうなことになる。と、この組合は、大體組合を作ること、自體は自由のうちに法案に見受けまされるが、こういう安全地帯は組合を作らん、作るところは水害の被害を毎年受けるようなところが作るということになるものと考へます。そういういたしますと、この法案の九十何條でしたかに、金額が餘り薄山になりまして支拂がでないときは、金額を減すようなことも書いてございませぬが、そういう被害ばかり受けるところが組合を排えるようになって、全國的にできませんと、これが完全にいきますかどうかと、その邊のお見直しをちよつと伺いたいと思ひます。

○政府委員(山添利作君) 災害が非常に地域的に偏るといふような傾向があるといふことが、農林保險には御指摘になります。従つて任意の保險ではこれ

は成立しない、例えば村の中でも始終番の降るところは決まつておりますし、それから水がつくところは河つぶちといふ、こういう點もございませぬので、従つてこれは強制主義を取つておるのであります。と申しましても、これは市町村の共済團體が成立しますれば、その地域内の農業者は全部強制加入になる、それでは市町村において作るのは任意であるが、これは一應任意の形ではございませぬが、從來の法制におきましても、地方長官はその設立を命ずることができ、こういう規定も設けてあります。主としていたしましては、大體全部作つて買ふということ、この法制におきましても、府縣の委員の報告がございませぬれば、地方長官はそういう命令をなし得るといふことになつてございませぬが、從來殆んど町の町村でやつておりますし、この切替へになりまして同様に全部の町村でやつて買ふということが、大體暗黙の前提になつておるのであります。併し今の災害の多い所、少い所といふことにつきましても、その地方の實情によつて掛金を査定するわけにございませぬ、例えば新潟縣と申しましても、新潟縣一圓が同じ救済掛金の率ではございませぬ。町村毎に何階級かの階級を付けることになつて、ございませぬ。そういうふうにして、合理的な災害事情に應ずるような掛金が決められ、而して災害の多い所につきましても、先程申しますように、政府の負擔する割合が多くなるということによつて、全體の調和を取つておる。こういうふうな接配いたしておるわけにございませぬ、こういうふうな合理的な方

法によつて、基礎において全部の市町村に組合を作つて買ふ。こういう考へ方でありませぬ。

○委員(補見義男君) ちよつと伺ひますが、先程の御説明で行くと、本年度の措置は價格差補給金の方から食管特別會計の方に埋めることになつて、消費者の價格といふものには影響はないですね。今の米價といふのは、新米穀年度に入つて價格を改訂した、あの價格ですね。

○政府委員(山添利作君) あの中に入つていないのです。

○委員(補見義男君) そうすると結局本年の米からですか。

○政府委員(山添利作君) そうです。

○委員(補見義男君) それじゃ今日はこの程度にいたしましたので散會いたします。

午後零時二十二分散會  
出席者は左の通り。

委員長 補見 義男君  
委員 門田 定藏君  
田中 利勝君  
羽生 三七君  
北村 一男君  
西山 龜七君  
佐々木鹿藏君  
竹中 七郎君  
石川 準吉君  
宇都宮 登君  
岡村文四郎君  
島村 軍次君  
寺尾 博君  
徳川 宗敬君  
藤野 繁雄君  
松村眞一郎君  
山崎 恒君

國有林野法の一部を改正する法律案(第七十八號)

政府委員 板野 勝次君  
農林事務官 山添 利作君  
(農政局長)

十一月八日豫備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

一、國有林野法の一部を改正する法律案(第七十八號)

國有林野法の一部を改正する法律案

附則  
第二十六條 削除

この法律は、公布の日から、これを施行する。

北海道國有林野及産物處分令は、これを廢止する。但し、この法律施行前に舊令に基いてした國有林野の賣拂、貸付若しくは使用又は國有林野の産物の賣拂に關する契約については、舊令は、なおその效力を有する。

五

昭和二十三年三月十九日印刷

昭和二十三年三月二十日發行

參議院事務局

印刷者：印刷局